

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220614	株式会社平和タクシー (法人番号 2400001001401) 代表者國枝康彦	岩手県盛岡市中央 通1丁目6番地25号	本社営業所	岩手県盛岡市中央通1 丁目143番地1号	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年8月19日及び27日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。 (1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)【100回中36回未実施】、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)【一部実施不適切】、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	6	6
20220623	永楽交通株式会社 (法人番号 2370001001537) 代表者笹川和男	宮城県仙台市太白 区東郡山1丁目1番 11号	本社営業所	宮城県仙台市太白区東 郡山1丁目210番2	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年6月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。